

鳥取県告示第 211 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字家小屋451の1、字朝ノ瀬460、461、464、字奥尾谷2324、2329の1から2329の3まで、2351、字西尾谷口2362、字小谷3798の2、3799、字菅臺4024、字西新河原西平4193の1、4193の4から4193の7まで、4193の9、4193の10、4193の50から4193の54まで、字小畑4265の1、4265の2、字小ナル4419

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畑4265の2（次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字上野992、995、997、998、999の1、999の2、1001の2、1002の2から1002の4まで、字谷奥3875、3880、3885、字妙見谷上4411の1、字上河原西平4417の6

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）